

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を 改正する条例の制定について

経済産業部 公設市場

条例改正について

1 概要と経緯

- 令和7年6月に卸売市場法が改正（令和8年4月1日施行）されたことに伴い、柏市公設総合地方卸売市場業務条例を改正
- 今回の卸売市場法の改正は、**食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改正**として行われたもの

2 関係法改正の概要

- ◇ **令和6年6月 食料・農業・農村基本法の改正**
食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格の形成に係る規程等を整備
- ◇ **令和7年6月 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正（食品システム法）**
合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制的措置や食品等事業者等に対する支援施策を法制化

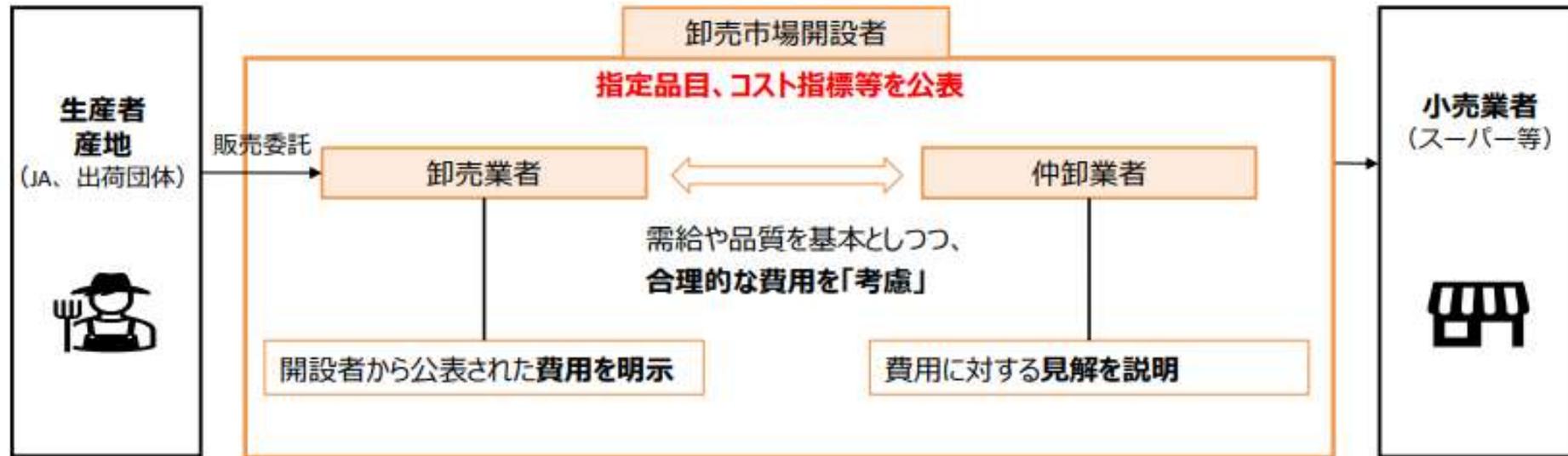
- ・ 農林水産大臣が**指定した品目についてコスト指標を作成・公表する制度を整備**
- ・ 取引の規制的措置の一つとして事業者に対する努力義務を規定
 - ①費用等に係る協議への誠実な応諾
 - ②商慣習の見直し等の取組の提案への検討・協力

条例改正について

3 令和7年6月に卸売市場法が改正（令和8年4月1日施行）

○卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**

○卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目・コスト指標等をインターネットの利用等により公表**



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

出典：農林水産省「食料システム法と卸売市場における対応」

4 指定品目

米	野菜	飲用牛乳	豆腐・納豆
			

指定品目は、**①米②野菜③飲用牛乳④豆腐・納豆の4品目**

柏市場では、**青果部が該当し**、コスト指標を公表することとなる

※コスト指標を作成する対象品目については調整中

条例改正について

5 公表のイメージ

※市ホームページ又は場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。

○○、○○

○上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。



認定団体

が公表する資料を転記、又はそのHPへのリンクを掲載

国が認定した【生産・集出荷団体と加工団体が中心】とした民間団体

- ①持続的な供給に要する費用に関して参照すべきコスト指標の作成，指標作成に資する資料の収集，指標の公表
- ②対象品目の持続的な供給の必要性やコスト指標について事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供

6 柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改正（案）

（卸売の数量，価格等の公表）

第33条 市長は，卸売業者から第49条第1項各号に掲げる事項の報告を受けたときは，規則で定めるところにより，速やかに同項各号に掲げる事項を公表するものとする。

【以下の条文を加える】

（食品等持続的供給法に係る公表）

第33条の2 市長は，次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容